

清須市ファミリーシップ宣誓制度

利用の手引き



清 須 市

目次

1 制度概要	P2
2 定義	P2
3 宣誓を行うことができる方	P3
4 宣誓に必要な書類	P4
5 宣誓手続の流れ	P5
6 宣誓後の各種手続	P6
7 Q&A	P8

1 制度概要

様々な理由により婚姻制度を活用できない方々の不安や困難の解消を図るとともに、一人ひとりの個性や価値観、多様な生き方が尊重される社会を実現するため、清須市ファミリーシップ宣誓制度を導入します。

本制度は、互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任を持って協力すると約した関係にあるお二人が市に宣誓し、市が宣誓の受理を証明するものです。

お二人のほかに、お子さんをはじめとする近親者等の方がいる場合、その方も含めて家族として、ファミリーシップの宣誓ができます。

本制度は、法律上の婚姻制度とは異なります。宣誓しても法律上の効果は生じず、戸籍や在留資格等が変わるものではありませんが、この制度の導入により、市民や事業者の皆様に、性的少数者などの方々に対する理解が広がり、人権が尊重され、一人ひとりの個性や多様な価値観・生き方を認め合える社会の実現を目指していきます。

2 定義

それぞれの用語の定義は次のとおりです。

(1) ファミリーシップ

互いを尊重し、日常生活において対等な立場で継続的に責任をもって協力すると約した関係ある2名と、その三親等内の近親者等が家族であると約した関係をいう。

(2) 宣誓

ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

3 宣誓を行うことができる方

宣誓をするには、パートナーシップにあるお二人が次の要件をすべて満たしている必要があります。

(1) 成年(満18歳以上)に達していること。

(2) 双方又は一方が 市内に住所を有すること 又は 当該宣誓をしようとする日から3月以内に市内に転入する予定であること。

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者(当該パートナーシップにある者を除く。)を含む。以下同じ。)がないこと。

(4) 民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができない者(養子縁組により、婚姻をすることができない者を除く。)でないこと。

民法に規定する婚姻できない続柄

■直系血族 ・・・ 祖父母、父母、子、孫 等

■三親等以内の傍系血族 ・・・ 兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪

■直系姻族 ・・・ 子の配偶者、配偶者の父母・祖父母 等

4 宣誓に必要な書類

(1) 提出が必要な書類

- ① ファミリーシップ宣誓書 【1号様式】（市が用意）
- ② 市内に住所を有する 又は 市内に転入予定であることを証明する書類（宣誓日以前3ヶ月以内発行）
 - 【市内在住の方】住民票の写し、住民票記載事項証明書
 - 【転入予定の方】転出証明書 等
- ③ 配偶者がいないことを証明する書類（宣誓日以前3ヶ月以内発行）
 - 戸籍謄（抄）本、独身証明書
 - 【外国籍の方】大使館等が発行する婚姻要件具備証明書（日本語訳添付） 等

【※近親者等を含む場合】

- ④ 近親者等であることが確認できる書類（宣誓日以前3ヶ月以内発行）
 - 対象者（ファミリーシップに含む方）の戸籍謄本 等
- ⑤ 近親者等の記載に関する同意書 【2号様式】（近親者等が15歳以上の場合のみ）
※ 同意者の欄に、近親者等の方が自ら記入する必要があります。

(2) 提示が必要な書類

① 本人確認書類

1点の提示で足りるもの（顔写真あり）	2点の提示が必要なもの（顔写真なし）
運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、在留カード 等	国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険等の被保険者証、年金手帳、住基カード、共済組合員証 等

② 通称名の日常的な使用が確認できる書類（希望者のみ）

各種郵便物、診察券、社員証、学生証、国民健康保険被保険者証 等

5 宣誓手続の流れ

(1) 宣誓日の事前予約

宣誓希望日（土日祝、年末年始除く）の5開庁日前までに電話又はメールにて予約してください。（※宣誓日時は、状況によりご希望に添えない場合があります。）

【予約連絡先】

清須市役所 企画部 企画政策課（市民協働係）

●電話：052-400-2911（代表） ●メール：kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp

(2) 宣誓

予約した日時に、必要書類（4ページ参照）を持参のうえ、原則お二人揃って企画政策課（市民協働係）までお越しください。

1 5歳以上の近親者等の方を含めて宣誓する場合は、「近親者の記載に関する同意書【2号様式】」への記入が必要なため、その方も同席をお願いします。

【※転入予定の方】

「転入予定者受付票【5号様式】」を交付しますので、転入後、住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日から3ヶ月以内発行）をご提出ください。

(3) 受理証明書等の交付

宣誓日（転入予定者は、転入予定者受付票の提出日）から1週間程度で受理証明書及び受理証明カード（以下「受理証明書等」という。）を交付しますので、本人確認書類を持参のうえ、企画政策課（市民協働係）までお越しください。交付日時は、宣誓時に調整させていただきます。

【交付書類】

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書【3号様式】（1名につき1部交付）
 - ファミリーシップ宣誓書受理証明カード【4号様式】（1名につき1部交付）
- ※ ご希望の場合は、ファミリーシップの対象とする近親者の方にも交付します。

6 宣誓後の各種手続

次の場合は申請や届出が必要です。事前予約をし、本人確認書類を持参のうえ、企画政策課（市民協働係）までお越しください。

(1) 宣誓事項の変更

宣誓書に記載した内容（住所等）に変更が生じた場合は、以下の書類をご提出いただくことで、変更内容を反映した受理証明書等を発行します。

- ファミリーシップ宣誓書に関する変更届【6号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）
- 変更内容が分かる書類（住民票の写し 等）

【※近親者等の追加の場合】

- 近親者等であることが確認できる書類（戸籍謄本 等）
- 近親者等の記載に関する同意書【2号様式】（15歳以上、原則自署）

(2) 受理証明書等から自分の氏名を削除したい場合（※15歳以上の近親者等）

受理証明書等に氏名を記載された15歳以上の近親者の方については、以下の書類により、自分の氏名の削除を申し立てることができます。

- ファミリーシップ宣誓に関する申立書【7号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）

※ 申立書の提出があった場合、近親者等の記載がある受理証明書等を交付された方は、返還届に交付済みの受理証明書等を添えてご提出いただく必要があります。
(返還後、近親者等の記載を削除した受理証明書等を交付します。)

(3) 受理証明書等の再交付

紛失、毀損等により再交付を希望される場合は、以下の書類をご提出いただくことで、受理証明書等を再発行します。

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書【8号様式】
- 交付済みの受理証明書等（紛失した場合を除く）

(4) 受理証明書等の返還

次の①から④のいずれかに該当する場合は、返還の対象となりますので、以下の書類をご提出ください。

- ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届【9号様式】
- 交付済みの受理証明書等(紛失した場合を除く)

【返還の必要がある場合】

- ① パートナーシップが解消されたとき
- ② 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき
- ③ 宣誓者的一方が死亡したとき（受理証明書等に近親者等の記載がある場合を除く）
- ④ ファミリーシップ宣誓に関する申立書（7号様式）の提出があったとき
- ⑤ 宣誓が無効になったとき
 - ・ 宣誓書に記載した事項に虚偽があったとき
 - ・ 受理証明書等を不正に利用したとき
 - ・ 受理証明書等を偽造、又は変造したとき

※ ①について、宣誓者の方に返還の意思があれば、届出を受理します。この場合、もう一方の宣誓者の方も、別途、返還届に交付済み受理証明書等を添えてご提出いただく必要があります。

※ 返還された場合、清須市のホームページ上に返還された受理証明書等の交付番号を公表します。

(5) 宣誓内容の証明

最新の日付で宣誓したことを証明するもの（ファミリーシップ宣誓内容証明書【11号様式】）が必要な場合は、以下の書類をご提出ください。

- ファミリーシップ宣誓内容証明書交付申請書【10号様式】

7 Q&A

Q1 ファミリーシップ制度は、結婚とどう違うのですか？

結婚は民法に定められた法律行為です。相続などの財産上の権利や、税金の控除や扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。

一方、清須市ファミリーシップ宣誓制度は、要綱(市の内部規定)に基づき、実施されるものであり、法的効力が発生するものではありません。

Q2 対象は同性同士のパートナーだけですか？

同性パートナーに限定していません。宣誓の要件を満たしていれば、戸籍上の性別に関わらず宣誓することができます。また、性的マイノリティに限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。

Q3 ファミリーシップ制度の利用に費用はかかりますか？

宣誓や、宣誓書受領証明書・宣誓書受領証明カード等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出していただく必要書類の発行手数料などは、自己負担となります。

Q4 宣誓の際に個室を利用することはできますか？

宣誓はプライバシーに配慮し、原則個室で行い、担当の市職員のみが立ち会います。

Q5 代理人や郵送による方法で宣誓はできますか？

市職員の面前で、お二人で「ファミリーシップ宣誓書」等に記入（署名）していただく必要がありますので、代理人や郵送による方法での宣誓を行うことはできません。

Q6 宣誓書の記入は代筆でもよいですか？

障がいや手のけがなど、文字を書くことが困難な場合は、代筆でも可能です。

Q7 同居していないくても宣誓できますか？

同居していないくても宣誓できます。

Q8 通称名は使用できますか？

性別違和等の理由により、通称名を使用することができます。通称名を使用する場合、その通称名を日常生活において使用していることが確認できる書類（社員証や学生証、通称名で届いた郵便物など、社会生活上日常的に使用していることが客観的に明らかになる資料）を宣誓時に提示してください。交付する受領証等は、通称名及び戸籍上の氏名が併記されたものとなります。

Q 9 外国籍の人もファミリーシップ宣誓できますか？

外国籍の方も宣誓できます。外国籍の方は、宣誓に必要な書類として住民票の写し又は住民票記載事項証明書のほか、本国の大蔵省、領事館が発行する婚姻要件具備証明書（3か月以内に発行されたもの）など独身であることを確認できる書類に、日本語訳を添えてご提出ください。なお、ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。

Q 10 養子縁組をしていますが、宣誓できますか？

民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組を行う方がいる状況を考慮し、その場合には、宣誓者同士が養子縁組をしていても宣誓することができます。

Q 11 受理証明書等は即日発行されますか？

交付には宣誓から1週間ほどかかります。宣誓の際に交付日を調整させていただきますので、本人確認書類を持参のうえ、企画政策課（市民協働係）までお越しください。

発 行	<p>清須市役所 企画部 企画政策課 〒452-8569 愛知県清須市須ヶ口1238番地 電 話 : 052-400-2911(代表) メール : kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp</p>
-----	--